

**「川口市地域共生社会推進計画」における  
令和 7 年度評価について**

令和 8 年 3 月 2 4 日

## ■ 目的

本報告は、令和6年3月に策定した川口市地域共生社会推進計画に基づく令和7年度の評価報告で、当該計画の体系をベースに、基本目標及び施策単位での目標達成状況と課題を報告するものです。

### 川口市地域共生社会推進計画

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要であることから、EBPM（証拠に基づく政策立案）に基づき、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

本報告書はこのサイクルの評価（Check）を目的としています。

## ■ 報告対象期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和7年2月28日）

# 目次

## 川口市地域共生社会推進計画について

---

計画の位置づけと進行管理	1
計画の概要	2
川口市地域共生社会推進計画の施策体系	3

## 基本目標・施策の達成状況について

---

### 基本目標1 包括的な支援体制の整備及び充実

施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ	6
施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ	8
施策（3）地域の共生と交流の推進	9
施策（4）孤独・孤立を解消する体制整備	11

### 基本目標4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

施策（1）生活困窮世帯の就労支援の充実	14
施策（2）生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実	15
施策（3）生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化	16

## 川口市成年後見制度利用促進計画について

---

計画の概要	17
取組内容	18

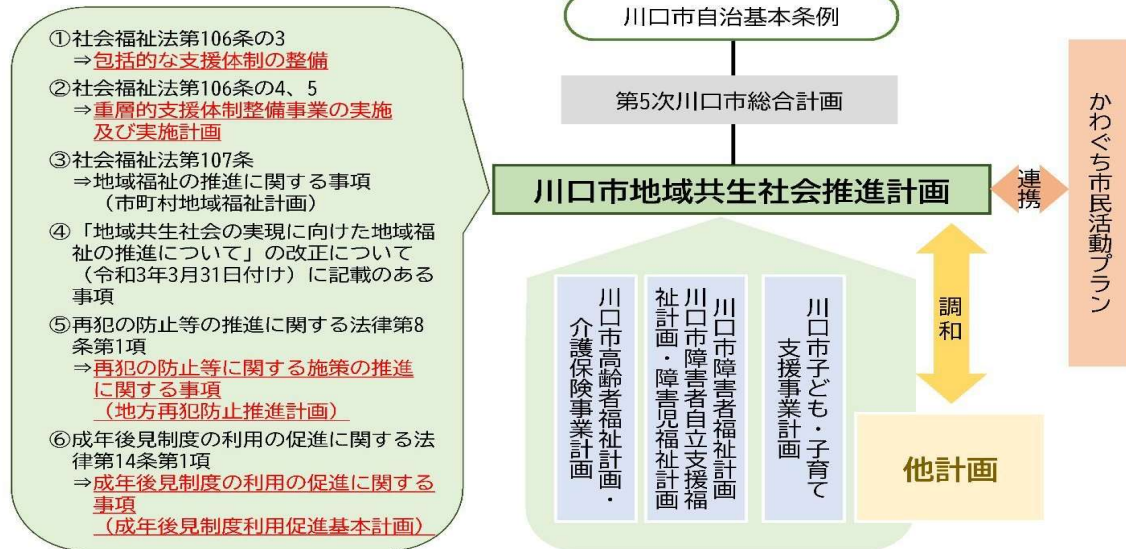
## 川口市再犯防止推進計画について

---

計画の概要	21
取組方針	22

# 計画の位置づけと進行管理

## 位置づけ



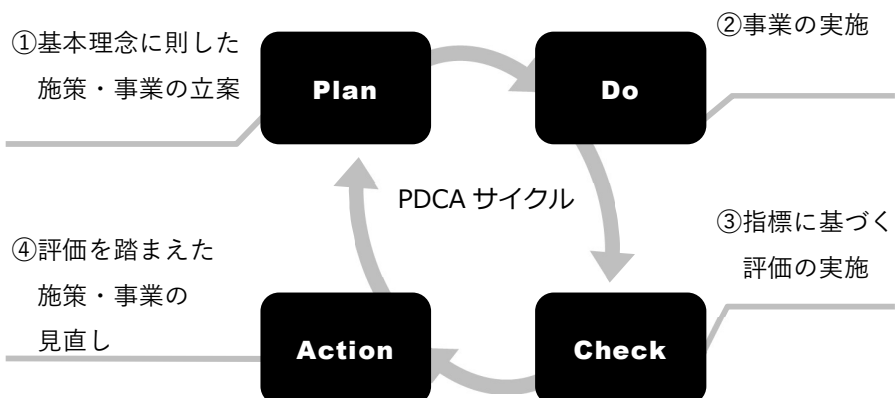
## 川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

地域福祉に関する事項や川口市地域共生社会推進計画の策定や推進に関する事項を調査審議し、その結果を市長に提言します。

## 進行管理

本計画に基づく施策の進捗

状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要であることから、PDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。



# 計画の概要

## 川口市地域共生社会推進計画

### ■ 計画の目的

社会福祉法（昭和二十六年法律第 45 号）第 107 条を根拠とし、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

#### 社会福祉法第 107 条

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### ■ 計画の期間



### ■ 評価指標の設定

本計画では、社会情勢等を踏まえた機動的な施策の見直しを行うために基本目標と施策に定量的な目標（K P I：重要業績評価指標）を設定します。また、評価は目標に対する達成度合に応じて客観的に評価したうえで、その結果を川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に毎年度報告します。

なお、目標に対する達成度合に応じて、次のとおり、S・A・B・C・Dの5段階で評価を実施します。

定量的な目標（K P I）に対して

- S：120%超
- A：100～120%程度
- B：80～100%程度
- C：50～80%程度
- D：50%程度

# 施策体系

## 基本理念

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら  
安心して暮らし続けられるまち

基本目標		施策
1	包括的な支援体制の整備及び充実	施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ 施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ 施策（3）地域の共生と交流の推進 施策（4）孤独・孤立を解消する体制整備
2	高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展	各施策については「第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と連動していることから、川口市介護保険運営協議会において評価をするため割愛いたします。
3	障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち	各施策については「川口市障害者福祉計画（令和6～11年度）・第7期川口市障害者自立支援福祉計画（令和6～8年度）・第3期川口市障害児福祉計画（令和6～8年度）」と連動していることから、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において評価をするため割愛いたします。
4	生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	施策（1）生活困窮世帯の就労支援の充実 施策（2）生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実 施策（3）生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化
5	全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり	各施策については「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」と連動していることから、川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において評価をするため割愛いたします。

## 基本目標1 包括的な支援体制の整備及び充実

評価	評価の理由
B	目標値に達していない項目はあるものの、重層的支援体制整備事業及び孤独・孤立対策の取組は着実に進展しており、地域づくり関係事業の世代間交流の実践、移動販売の停留所で自発的に生まれた昼食会など、一定の成果は上がっているため。

### （取組方針）

①属性や世代、相談内容に関わらず一元的に相談を受け止める取組を推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。
②庁内における窓口業務等、市民と接する部署において、当該部署が所管する事務内容以外のニーズがあった場合、いわゆる「たらい回し」にならないよう担当部署に適切につなぐ体制を構築します。
③既存の各制度における社会参加支援では対応できない市民に対し、地域活動団体やボランティア団体などの社会資源とのマッチングを行うとともに、こうした社会資源の拡充を図ります。
④自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない市民に対し、課題を解決するよりも関係性の構築を目指す「伴走型支援」を届ける体制を構築します。

### ■ 成果指標及び目標値・実績値

成果指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 ②「自分は取り残されていると感じる」 ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①13.9% ②3.0% ③3.5%	-	-	前回調査より減少	上段：目標値 下段：実績値
包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	-	34件 41件	68件 59件	136件	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数	1人	3人 3人	4人 3人	5人	
世代属性を問わない交流の場の数	32か所	52か所 46か所	72か所 57か所	92か所	

### ■ 成果指標に対する令和7年度の取組内容と評価

成果指標	評価	取組内容
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 ②「自分は取り残されていると感じる」 ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世代・属性を問わない交流の場を新たに設置する団体に初期費用の一部を助成する川口市みんなの居場所設置支援助成金事業を実施した。</li> <li>● ウエルシア薬局株式会社と連携協定を締結し、移動販売による地域コミュニティの創出による居場所づくりを実施した。</li> <li>● 市内の見守り体制の強化のため、つながりサポーター養成講座を実施した。</li> <li>● 孤独・孤立対策や地域づくりの取組から生まれた地域活動に対し、活動への助言や広報などの後方支援を行った。</li> </ul> 【参考】 令和7年度総合計画のための市民意識調査結果報告書 ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 13.2% ②「自分は取り残されていると感じる」 3.5% ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」 3.6%
包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の地域包括支援センター等35事業所の職員を対象に包括的相談支援事業所連絡会を開催し、研修や事例共有、意見交換を実施した。</li> <li>● 多機関協働事業が包括的相談支援事業所へ訪問し、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例を紹介するとともに複雑化・複合化した課題を有する事業所から引き上げて支援を行った。</li> </ul>

成果指標	評価	取組内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数	B	「複雑化・複合化した支援ニーズがあり、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯」や「支援が届いていない者・世帯」に対して信頼関係の構築のため、前年度に引き続き支援員を3人配置した。
世代属性を問わない交流の場の数	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川口市みんなの居場所設置支援助成金事業を利用し3か所設置した。</li> <li>● 地域づくりトークセッションをきっかけに1か所設置された。</li> <li>● その他の取組をきっかけに7か所設置された。</li> </ul>

■ 今後の取組と課題

今後の取組

令和8年度

- 「川口市つながりに関する基礎調査」の分析の結果を地域包括支援センター等関係機関と共有し、地域での効果的な相談支援や地域づくりに活用してもらうとともに、各機関と市で地域に必要な社会資源等を検討する協議の場を設ける。
- 地域活動の意欲があるにもかかわらず、場所がない等により、立ち上げに至らない団体等に対する支援策を検討し実施する。
- 一般市民向けのつながりサポーター養成講座を継続する。
- 移動販売車の停留場所を精査し、地域コミュニティ創出の機会を増やすため、運行スケジュールの改訂を行う。
- 本計画の次期改訂に向け、重層的支援体制整備事業及び孤独・孤立対策の取組について、事業の適切な評価項目の設定や検証方法について検討していく。

令和9年度

- 庁内包括化推進員を、保健・福祉分野に限らず、多岐にわたる分野の推進員に拡大していく。
- 包括的相談支援事業所連絡会及び包括的相談支援事業所への訪問を継続する。

課題

- 包括的な支援体制の整備及び充実のため、各分野の支援関係機関が対応できる範囲の拡大や連携体制の構築及び標準化が課題である。

## 基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

### 施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ

#### 〈施策概要〉

- ①福祉分野の既存制度の縦割りに捉われずに、相談段階では、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、子育て分野の利用者支援事業、生活自立サポートセンターの35か所の相談支援機関が断わらずに広く受け止める相談業務を実施し、相談支援機関の機能強化を図ります。
- ②相談支援機関が包括的に相談を受け止め、その内容を正確に関係機関につなぐために、相談内容がわかりやすく記載できる情報共有シートを新たに作成し、活用します。また、単独の制度につなぐことで支援が可能な場合などに活用できるよう福祉分野に限らない支援機関一覧を作成し、周知します。
- ③市内35か所の相談支援機関のほか、庁内においても、相談支援機関を所管する部署を中心に庁内の様々な相談窓口でも断らない受け止めができるよう進めるために、支援の包括化を推進する人員の機能強化を図ります。
- ④多機関協働事業では、受け止めた課題を丁寧に解きほぐし個々の状況に応じた支援となるよう相談支援機関を支援するとともに連携強化を図ります。
- ⑤支援機関同士の相談情報の共有に時間を取られることなく迅速に行えるよう、システムを活用したネットワーク化を進めます。
- ⑥包括的な支援ができるよう多分野の専門職を含めた担当による会議により、個々に応じた支援プランを作成し、継続的な支援を進めます。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
庁内包括化推進員数	15人	17人	20人	24人	上段：目標値 下段：実績値
		17人	20人		
支援プラン作成数	8件 (見込)	13件	18件	23件	
		10件	7件		
多機関協働事業主催ケース会議数（重層的支援会議含む）	47件 (見込)	62件	77件	92件	
		54件	36件		

#### ■評価指標に対する令和7年度の実績内容と評価

評価指標	評価	取組内容
庁内包括化推進員数	A	重層的支援体制整備事業の趣旨を鑑み、福祉や保健分野以外の分野にも参画を依頼し、令和7年度は医療保険関係3課（室）3名を新たに加え、本市における庁内連携の課題抽出のためヒアリング調査を行い、その結果をもとに地域共生社会の実現に向けた協議を行った。
支援プラン作成数	C	支援機関等から相談のあった複雑化・複合化した課題のある世帯で、支援に対する同意を得られた事例について、重層的支援会議を実施し、支援プランを作成した。
多機関協働事業主催ケース会議数（重層的支援会議含む）	C	支援機関等から相談のあった事例で、関係機関が集合して情報共有をする必要がある場合、支援会議または重層的支援会議を開催した。

## ■今後の取組と課題

### ○今後の取組

#### 令和8年度

- 庁内包括化推進員については子育て分野、税分野、上下水道分野などを加える。
- 庁内連携に資する取り組みを庁内包括化推進員で協議、実施する。
- 引き続き市内の包括的相談支援事業所35事業所の職員を対象とした連絡会を開催し、研修や事例共有、意見交換を実施する。また、35事業所に年に2回訪問し、多機関協働事業で取り扱う事例を紹介するとともに、世帯の課題が複雑化・複合化している事案を事業所から引き上げて支援を行う。

#### 令和9年度

- 庁内連携に資する取組を継続し、福祉、保健分野以外から福祉ニーズがある事例の相談支援を増やしていく。
- 市内の包括的相談支援事業所への訪問を継続し、多機関協働事業のさらなる活用と世代や属性を問わない相談を周知、徹底する。

### ○課題

- 支援機関との関係性が構築しにくいケースも多く、伴走型支援に対する支援者の理解度の向上が課題である。
- 課題が複雑化・複合化した事例であっても、会議開催には至らず、調整、情報共有で支援につながる事例が多かったため、会議数は目標値を下回ったことから、支援調整の具体例を情報共有する方法の構築が課題である。
- 庁内外の連携（つながり）に対する意識の向上が課題である。

## 基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

### 施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ

#### 〈施策概要〉

- ①相談を待って支援を開始する「受動的」支援ではなく、関係機関の開催する会議への参加や出前講座などを通じ、支援が必要であるにもかかわらず届いていない市民のニーズへの気づきを促すとともに、個別ケースがあれば支援を開始する「能動的」な支援に取り組みます。
- ②相談に向くことが心理的に難しい方や複雑になってしまった課題に気づくことができずにいる方などのうち、支援の同意を得られない方に対して、連携すべき支援関係機関が情報を共有するため、社会福祉法に基づく支援会議を開催し、モニタリングも行います。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
関係会議体への参加回数	87回 (見込)	90回	90回	90回	上段：目標値 下段：実績値
		78回	79回		
支援会議での新規情報の モニタリング	企画・検討	実施	継続	継続	
		実施	継続		

#### ■評価指標に対する令和7年度の取組内容と評価

評価指標	評価	取組内容
関係会議体への参加回数	B	地域包括支援センター連絡会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などの高齢分野、障害分野、子ども分野、教育分野等への会議体へ参加した。
支援会議での新規情報の モニタリング	A	支援対象者からの同意が得られず専門機関が介入できていない世帯への継続した見守り体制を構築するとともに、介入する緊急性を考慮したリスクについて毎月検討会議を実施した。

#### ■今後の取組と課題

##### ○今後の取組

##### 令和8年度

- 参加する会議体を精査したうえで支援する事例が多く取り扱われるものに参加し、効率的に支援対象を掘り起こす。
- 見守り協定を締結した事業者に対し、定期的に情報発信を行う。

##### 令和9年度

関係会議体への参加を継続するとともに、出張講座を積極的に実施していく。

##### ○課題

関係機関に対して、重層的支援体制整備事業の機能について十分に周知し、理解度の向上が課題である。

## 基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

### 施策（3）地域の共生と交流の推進

#### 〈施策概要〉

- ①川口市と川口市社会福祉協議会が連携し、地域づくりを担う人材の育成に努めるとともに、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。
- ②福祉分野に限らず広く、興味や関心から始まる地域活動を行う団体の運営を支援します。また、ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有等活動の充実を図ります。
- ③地域における活動の実践・活性化に向けて、民生委員・児童委員、保護司等の担い手を確保するとともに、連携しながら、地域福祉活動のリーダーともなり得る新たな人材を発掘・育成を支援します。
- ④高齢者のひとり暮らしなど、地域や社会との関わりが薄れがちな人々が増加しており、孤立死といった社会問題への対応を含め、地域における常日頃の見守り活動やそのための仕組みづくりについて支援していきます。
- ⑤民間事業者等との協定締結により、フードドライブ等新たに立ち上げる活動のモデル地区を設定し開始します。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
ボランティア講座修了者数	20人	30人	30人	35人	上段：目標値 下段：実績値
		28人	19人		
フードドライブ設置数	0か所	20か所	30か所	40か所	
		4か所	43か所		
民生委員・児童委員の定員充足率	93.8%	94.9%	95.3%	95.6%	
		94.3%	91.9%		
保護司の定員充足率	92.1%	92.1%	92.1%	92.9%	
		92.9%	89.8%		
見守り活動に関する協定締結数	12件 (見込)	14件	15件	16件	
		14件	15件		

#### ■評価指標に対する令和7年度の取組内容と評価

評価指標	評価	取組内容
ボランティア講座修了者数	<b>B</b>	令和7年度は全6回の傾聴ボランティア養成講座を実施し、16人定員のところ19人が受講し、全員が修了した。修了者により新たに3つのボランティア団体が創設された。
フードドライブ設置数	<b>A</b>	令和7年度は5回のイベントでフードドライブを設置し、計94個、約24kgの食品が集まり、民間支援団体に寄付した。 また、令和8年1月7日に市とセブン-イレブン・ジャパンとのフードドライブに関する合意及び市と川口子育て応援フードパントリー連絡会とのフードドライブに関する覚書を締結した。 これに基づき市内のセブン-イレブン38店舗で回収ボックスを設置し、3者連携のもと回収から生活困窮者や母子世帯などへの配布を実施している。2月3日現在、店舗にインスタント麺や缶詰など約19kg配布した。

評価指標	評価	取組内容
民生委員・児童委員の定員充足率	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員の負担軽減のため、活動をサポートする民生委員協力員について、町会・自治会の会議において、制度の周知を行った。</li> <li>● これまでの周知に加え、市ホームページへの掲載やパネル展示をショッピングモールで開催し周知の機会を増やした。</li> <li>● 新たな担い手を確保するため、町会・自治会の推薦によらない公募制度について、市ホームページの充実やパネル展示をショッピングモールで開催し周知した。</li> <li>● 担い手不足の対応として、市職員の退職者に対し、民生委員制度を周知した。</li> </ul>
保護司の定員充足率	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでの周知活動に加え、市ホームページへの掲載やパネル展示をショッピングモールで開催し周知の機会を増やした。</li> <li>● 担い手不足の対応として、市職員の退職者に対し、保護司制度を周知した。</li> </ul>
見守り活動に関する協定締結数	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口や訪問先で利用者の異変について、早期発見を目的とした見守り活動に関する協定を新たに埼玉ヤクルト販売株式会社と締結した。</li> </ul>

#### ■ 今後の取組と課題

<p>○ 今後の取組</p> <p>令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員の活動また公募制度について、引き続き市ホームページ、広報で周知をしていく。</li> <li>● 民生委員及び保護司のなり手不足の解消のため、引き続き退職予定の市職員に対し、制度の周知、働きかけを行う。</li> <li>● 地域での見守り等の担い手創出のため、引き続きボランティア講座を実施する。</li> <li>● 社会的孤立を解消するための食糧支援について周知を図るため、市のイベントに合わせたフードドライブを継続する。</li> <li>● フードドライブの取組について、回収された食品を配布している場面等を取材しホームページに掲載するなど、事業の広報を行う。</li> <li>● 地域の見守り体制の強化のため、企業や活動団体と協定を締結する。</li> <li>● 協定締結企業・団体に対し、地域住民の異変にかかる情報提供の必要性とその手法について周知していく。</li> </ul> <p>令和9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の主催イベントにおけるフードドライブは、保健福祉関係分野のイベントに限っているが、全庁に拡大していく。</li> </ul> <p>○ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援が必要にもかかわらず適切な支援が届いていない市民を把握し、支援につなげる仕組みづくりの構築が課題である。</li> </ul>
---

## 基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

### 施策（4）孤独・孤立を解消する体制整備

#### 〈施策概要〉

- ①誰にでも起こりうる孤独・孤立の問題に対して、既存制度を通じた課題解決に加え、住民同士の交流を促進し、住民主体の多世代参加型の居場所を作るため、対象者を限定しない居場所等を立ち上げようとする団体に対し初期費用を助成します。
- ②・地域での緩やかなつながりや、家から出て社会参加する手前の中間的な役割を持つ居場所を作るため、地域の活動団体主体による立ち上げを支援します。
- ひきこもりの方の居場所を運営できる人材を育成します。
- ③国の統計調査結果から割り出すと、本市のひきこもりの方は、約8,000人と推計されますが、より正確な実態の把握に向けて新たに実態調査を検討します。
- ④ひきこもり当事者同士の悩みを相互に話し合う場として、家族の集いのメンバーのひきこもり当事者のなかで希望者によるオンラインサロンを定期的に開催します。
- ⑤ひきこもりの方の家族の不安を軽減するために、家族の悩みを傾聴する会を月に1回継続的に開催します。
- ひきこもり当事者同士の悩みを相互に話し合う場として、家族の集いのメンバーのひきこもり当事者のなかで希望者によるオンラインサロンを定期的に開催します。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
ひきこもり等の実態調査	-	企画	調査実施・分析	支援手法に反映	上段：目標値 下段：実績値
		企画	調査実施・分析		
ひきこもりオンラインサロン開催数	-	1回	4回	4回	
		1回	9回		
ひきこもり対象者等が安心して参加できる居場所設置数	-	1か所	2か所	6か所	
		1か所	1か所		

#### ■評価指標に対する令和7年度の取組内容と評価

評価指標	評価	取組内容
ひきこもり等の実態調査	A	令和7年10月に、15歳から64歳までの市民4,000人を対象に「川口市人々のつながりに関する基礎調査」を実施した。基本的な属性情報に加え、地域とのつながり、生活状況、ひきこもりや孤立に対する考え、行政等からの支援状況、第三の居場所についての考えなどを質問項目とし、39.9%の回答を得た。
ひきこもりオンラインサロン開催数	A	令和7年2月に試行し、準備期間を経て令和7年5月より「ひきこもり本人のつどいオンラインラウンジ「e場所」」として毎月開催した。平均参加者数は3.3名で、季節行事、参加者の興味・関心などを自由に話す居場所となっている。
ひきこもり対象者等が安心して参加できる居場所設置数	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参加のハードルを極力低くしたオンライン上での居場所を設置した。</li> <li>●当初予定していた「誰でも安心して参加できる居場所」は設置できなかった。</li> </ul>

## ■今後の取組と課題

### ○今後の取組

#### 令和8年度

- 「川口市人々のつながりに関する基礎調査」の分析結果を関係者や関係機関と共有したうえで効果的な地域支援を検討し、実施する。
- 「川口市人々のつながりに関する基礎調査」で支援希望があった回答者に対する個別支援を継続する。
- 「ひきこもり本人のつどいオンラインラウンジ“e 場所”」を継続するとともに、効果的な広報について検討する。
- 「川口市人々のつながりに関する基礎調査」の結果を反映した居場所や交流の場を検討する。

#### 令和9年度

- 「ひきこもり本人のつどいオンラインラウンジ“e 場所”」を継続する。

### ○課題

- 「ひきこもり本人のつどいオンラインラウンジ“e 場所”」は匿名性を確保し参加のハードルを下げているが、その手法では個別支援につながらないというデメリットもあるため、個別支援のニーズを把握するための手法が課題である。

## 基本目標4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

評価	評価の理由
B	自立相談支援事業の就職者数や健康診査受診率において、課題が見られるものの就労自立による生活保護廃止世帯数は一定の成果を上げることができたため。

### (取組方針)

<p>①生活保護に至る前の自立支援策の強化を図り、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となる自立相談支援事業の実施、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する住居確保給付金の支給など、早期に自立できるようサポートを行っていきます。</p> <p>②生活保護受給者に対する就労支援の強化を行い、生活保護からの経済的自立を支援していきます。また、高齢の受給者に対して社会参加のきっかけを提供し、健康維持や介護予防を図ります。</p> <p>③レセプトデータの分析により、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導をはじめとする健康管理支援事業を推進・拡充することにより、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図るとともに、生活保護受給者が健康的に生活できるよう支援していきます。</p>
--

### ■ 成果指標及び目標値・実績値

成果指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数	135人	329人 81人	437人 69人	437人	上段：目標値 下段：実績値
就労自立による生活保護廃止世帯数	89世帯	96世帯 85世帯	103世帯 97世帯	111世帯	
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期（Ⅲ）から腎不全期（Ⅳ）への移行者数	-	0人 0人	0人 0人	0人	

### ■ 成果指標に対する令和7年度の取組内容と評価

成果指標	評価	取組内容
自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数	C	相談者の実情に応じて就労支援プランを作成し、就職先の検討、履歴書作成や面接練習のフォローなどの就労支援を行ったほか、対象者の掘り起こしのため出張相談会4回を実施した。※出張相談会は令和8年3月中旬実施予定。
就労自立による生活保護廃止世帯数	A	各就労支援事業に加え、現業員（CW）が定期家庭訪問等を通じて就労指導を行った。また、就労自立による保護廃止の際に支給される就労自立給付金の説明を徹底した。
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期（Ⅲ）から腎不全期（Ⅳ）への移行者数	A	レセプトデータの分析により、糖尿病性腎症の該当者を抽出した。該当者30名に対し、委託先の保健師による保健指導（面談を2回、架電による経過確認を4回）を実施した。生活習慣等の改善により進行を抑制させるため、保健指導後も担当ケースワーカーより随時、健康状況を確認した。

### ■ 今後の取組と課題

<p><input type="checkbox"/> 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保護者の医療機関の受診状況・健診受診結果などの情報を担当ケースワーカーと医療担当間で共有し、就労自立を目指す者への健康管理支援や健康状況が改善した者への就労支援など、効果的な支援に繋げていく。</li> <li>●自立相談支援事業において、生活困窮者からの住まいに関する相談の入口として相談対応を行い、相談者の状況に応じて居住支援法人等の居住支援関係者と連携を図り、住まいの確保に努めていく。</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者の自立については、住居の確保が必要なため、住まいに関する相談、支援については、庁内の連携体制として、住宅部局との組織的な情報共有・連携の促進が課題である。</li> </ul>

## 基本目標4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

### 施策（1）生活困窮世帯の就労支援の充実

#### 〈施策概要〉

- ①生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で早期相談につなげ、就労などの早期支援に努めます。
- ②自治体職員と生活自立サポートセンター内の相談支援員・就労支援員等で構成する、支援調整会議を定期的で開催し、自立に向けたプランが適切であるかどうか、個別の支援についてカンファレンスを実施します。
- ③就職困難者向けに、生活習慣と生活リズム・就職活動に入る前段階のスキルアップ・就労意欲の向上を目的に就労体験等のプログラムを実施します。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6	R7	R8	備考
自立相談支援事業による 新規相談件数	990件	1,467件	1,944件	1,944件	上段：目標値 下段：実績値
		793件	710件		
一人ひとりの状況に応じ、 自立に向けた支援プラン作 成件数	146件	733件	972件	972件	
		68件	75件		
自立した生活のためのプラ ンに就労支援が盛り込まれ た対象者数	146件	439件	583件	583件	
		42件	44件		

#### ■評価指標に対する令和7年度の取組内容と評価

評価指標	評価	取組内容
自立相談支援事業による 新規相談件数	C	生活に困りごとや不安のある方、経済的に不安のある方などからの710件相談を受け付け、現状の課題を把握・整理し、自立した生活が送れるよう支援を実施した。
一人ひとりの状況に応じ、 自立に向けた支援プラン作 成件数	C	相談者の実情に応じ、自立へ向けた支援プランの作成を75件実施した。
自立した生活のためのプラ ンに就労支援が盛り込まれ た対象者数	C	支援プランに就職支援が盛り込まれた44件の方に対し、それぞれの状況に応じて就労先の検討や応募書類の作成準備のフォローなどを行った。また、就職後も定着するまでのフォローを行った。

#### ■今後の取組と課題

##### ○今後の取組

- 自立相談支援事業については、令和8～10年度の3か年長期継続委託契約で実施する。委託契約事業者と連携して、出張相談会を実施し、自立相談支援事業の利用者の掘り起こしに努めるなど、就労支援の充実強化を図る。
- 「自立相談支援事業による新規相談件数」については、国の策定するKPI値を基に算出しているが、実態と乖離していることから、次回計画策定時においては、より実績を反映した仕組みを導入するなど数値設定の見直しを含め検討していく。

##### ○課題

自立相談支援事業に関する認知度の向上と、支援が必要な人に必要な支援を届ける仕組みの構築が課題である。

## 基本目標4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

### 施策（2）生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実

#### 〈施策概要〉

- ①保護受給者の個々の課題を正確に把握し、早期の就職が実現できるよう支援を行います。  
 ②就労を通じた生きがい・健康づくり・社会参加を目的に、シルバー人材センターへの入会の機会を提供します。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
福祉・就労支援連携事業 (被保護者)による就職 者数	90人	100人	111人	122人	上段：目標値 下段：実績値
		64人	66人		
被保護者就労支援事業 による就職者数	127人	145人	164人	183人	
		99人	93人		

#### ■評価指標に対する令和7年度の取組内容と評価

評価指標	評価	取組内容
福祉・就労支援連携事業 (被保護者)による就職 者数	<b>B</b>	埼玉労働局との協定に基づき福祉事務所に常設窓口を設置し、生活保護の申請者・受給者を対象に職業相談（747件）・職業紹介（180件）、就労支援セミナー（2回）を開催した。
被保護者就労支援事業 による就職者数	<b>B</b>	一般就労に向けて、一定の個別支援が必要な被保護者に対し、公共職業安定所や協力企業を始めとした就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、簡易な就労意欲喚起や、個々の状況に応じた能力開発、職業訓練（86人）、就職支援（455人）を行い、93人が就職した。

#### ■今後の取組と課題

##### ○今後の取組

- 各受給者の就労阻害要因を個別に分析し、各受給者の就労阻害要因に応じた就労支援を行う。
- 支援が長期化している受給者に対しては、就労に結びつかない要因を分析し、就労意欲を喚起する就労準備支援事業への参加を促す必要がある。

##### ○課題

- 疾病・年齢・子育て・介護等の就労阻害要因がある生活保護世帯及び稼働年齢で就労支援事業に参加するものの、就労決定に至らず、支援が長期化する受給者に対しての、効果的な就労支援及び就労準備支援の手法が課題である。

## 基本目標4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

### 施策（3）生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化

#### 〈施策概要〉

- ①レセプトデータの分析により、重複受診・頻回受診・向精神薬重複処方・後発医薬品の利用について指導を行います。また、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導を行い、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図ります。
- ②保健師による保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化を予防し、人工透析への移行を防ぎます。
- ③レセプトデータから生活習慣病の治療中断者を抽出し、保健師による医療機関への受診勧奨を行うことで、診療再開による病状の悪化を防止します。
- ④生活習慣病の早期発見のためにケースワーカーによる健康診査の受診勧奨を行います。

#### ■評価指標及び目標値・実績値

評価指標	計画策定時 (R5)	R6 実績	R7	R8	備考
糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数	-	30人	30人	30人	上段：目標値 下段：実績値
		29人	30人		
治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数	-	40人	80人	120人	
		324人	-		
健康診査受診率	8.4%	20%	継続	継続	
		9.6%	11.8%		

#### ■評価指標に対する令和7年度の取組内容と評価

評価指標	評価	取組内容
糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数	<b>B</b>	レセプトデータの分析により、糖尿病性腎症の該当者を抽出。該当者30名に対し、委託先の保健師による保健指導（面談を2回、架電による経過確認を4回）を実施した。
治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数	<b>B</b>	レセプトデータの分析により、治療中断者及び健診異常値放置者を抽出し、該当者383名に対し、受診勧奨（通知を1回、電話勧奨を2回程度）を実施した。 ※受診再開人数は、令和8年3月下旬頃確認予定。
健康診査受診率	<b>C</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●40歳以上の被保護者（7,416人）へ健康診査受診勧奨パンフレットを送付した。</li> <li>●健康診査に関する問い合わせに対してコールセンターを設置し、対象者からの相談等への対応を実施した（37件）。※受診率は、令和7年12月末時点。</li> </ul>

#### ■今後の取組と課題

##### ○今後の取組

- 健康管理支援事業は、高度な専門性が求められるものであり、より効果的な支援を行うため、委託事業者と検討していく。
- 健康診査の受診への意識づけを図るため、保健部局と密に連携し、対象者に対して、実施期間前に案内を送付する。
- 継続的な支援体制を強化していくため、高度な専門知識と経験を有する保健師の配置要望を人事担当部局に継続して行っていく。

##### ○課題

- 生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、被保護者の健康意識の改善と健康診査の受診率のさらなる向上が課題である。
- 糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導は、面談を2回、架電による経過確認を4回実施したが、全ての指導を完了できなかった対象者もいるため、保健指導の必要性の周知や参加意欲のある対象者の抽出が課題である。

## 川口市成年後見制度利用促進計画

### ■ 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられるもの。

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ■ 計画の期間

**令和6年度**  
2024年



**令和8年度**  
2026年

3年間

### ■ 国の成年後見制度利用促進基本計画の3つの基本方針

#### ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 単に制度利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域においても制度利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指す
- 本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図る

#### ②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を図る
- 本人にとっての制度利用の必要性や制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した上で、適切に制度が利用されるよう連携体制等を整備すること
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること
- 不正防止等の方策を推進すること

#### ③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- 福祉と司法の連携強化を図る

## 取組内容

計画期間中の取組内容を掲載しています。

### 1. 成年後見センター（中核機関）事業

- (1) 成年後見制度に関する相談対応及び申立支援
- (2) 成年後見制度の普及・啓発に関すること
- (3) 市民後見に関すること
- (4) 関係機関との連携体制の構築

### 2. 成年後見制度利用支援事業

- (1) 市長申立て
- (2) 報酬助成

# 川口市成年後見制度利用促進計画

評価	評価の理由
B	成年後見制度の普及・啓発において、支援者向け研修や出前講座、市民向け講座を開催し、参加人数については例年と同程度の水準を維持している。成年後見センターへの全体の相談件数は減っているが、理由としては継続相談等が減少したことによるもので、新規の相談件数としては変わらず増加傾向であることから一定の成果は上がったと思われる。

## （国の成年後見制度利用促進基本計画における基本方針）

<p>①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 単に制度利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域においても制度利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指します。 本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図ります。</p> <p>②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を図ります。 本人にとっての制度利用の必要性や制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した上で、適切に制度が利用されるよう連携体制等を整備します。 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させます。 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めます。 不正防止等の方策を推進します。</p> <p>③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり 福祉と司法の連携強化を図ります。</p>
---

## ■令和7年度の取組内容と評価

取組内容	評価	取組内容の詳細
<b>1 成年後見センター（中核機関）事業</b>		
成年後見制度に関する相談対応及び申立支援	B	市民及び関係機関からの成年後見制度に関する相談を、成年後見制度の中核機関として、川口市成年後見センターにて電話・メールにて715件、来所にて220件、訪問にて124件で受け付け、情報提供や助言等を行うとともに、相談内容に応じて関係機関と連携するなど支援を実施した。 また、後見的支援を必要とする本人及びその親族、関係機関等から申立手続きの相談があった場合、適切な助言を行い、必要に応じて申立書類の作成の支援を303件、受任者調整及び申立手続きの支援を111件実施した。
成年後見制度の普及・啓発に関すること	A	成年後見制度の普及・啓発に加えて正しい理解を深めるために、介護支援専門員や相談支援専門員等支援者向けの基礎研修を1回、市内各団体からの依頼に基づく出前講座を4回、各専門職団体等に講師を依頼し成年後見制度の制度説明や、また昨今関心の高い終活について成年後見制度を絡めた市民向け講座を8回実施した。市民向け講座については、開催地について見直しを行い、これまで開催していなかった地区での開催を行った。
市民後見に関すること	B	同じ地域に暮らす住人として成年後見制度が必要な方と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を行う市民後見人の養成研修を6日間行い、活動の場の在り方について、担当課と成年後見センターにて検討を行った。
関係機関との連携体制の構築	A	成年後見の相談業務に携わっている団体や機関が各々の事業内容を把握し、連携を深めていくために情報交換会を2回実施した。
<b>2 成年後見制度利用支援事業</b>		
市長申立て	B	成年後見制度の利用が必要な状況であるものの、本人や親族等による後見等開始の申立てが難しい場合に、本人に代わって家庭裁判所へ後見等開始の審判請求の申立てを17件行った。
報酬助成	A	成年後見制度を利用している方のうち、自身の財産状況等から成年後見人等への報酬を支払うことが困難である対象者72名分について、報酬費用の助成をした。

## ■ 今後の取組と課題

### ○ 今後の取組

法人後見支援員に対し、必要な研修を実施した上で、成年後見センターの相談窓口の同席や、市民向け講座参加者へのエンディングノート作成支援の担い手などの活躍の場を提供し、モチベーションの維持及び資質向上を図る。

### ○ 課題

市民後見人候補者の養成研修を継続実施していることから、養成者数は増加傾向である一方、市民後見人選任数は大きく増加していない。

これは、養成研修終了後に法人後見支援員として委嘱されてはいるものの、活動の場が不足していることが要因であると考えられるため、法人後見支援員として経験を積み、市民後見人としての資質向上となるような活動の場を提供するための施策の構築が課題である。

## ■ 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられるもの。

### 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

## ■ 計画の期間



## ■ 国の再犯防止推進計画の 5 つの基本方針

### ①国・地方・民間の緊密な連携協力の確保

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

### ②切れ目のない指導及び支援の実施

犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

### ③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施

再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

### ④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

### ⑤広報等による国民の関心と理解の醸成

国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 取組方針

計画期間中の取組方針を掲載しています。

- ①就労の確保支援
- ②住居の確保支援
- ③学校と連携した学び、就学支援の充実
- ④保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ⑤民間協力者の活動の促進
- ⑥広報・啓発活動の推進

# 川口市再犯防止推進計画

評価	評価の理由
B	重層的支援体制整備事業の本格実施により、包括的な相談支援体制が構築されたことや、保護司活動の支援等、一定の成果を挙げることができた一方、住居の確保支援や広報・啓発活動の推進等十分に成果が出なかったものもあるため。

（国の再犯防止推進計画における基本方針）

<p>①国・地方・民間の緊密な連携協力の確保            犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。</p> <p>②切れ目のない指導及び支援の実施            犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようします。</p> <p>③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施            再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。</p> <p>④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施            再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものにします。</p> <p>⑤広報等による国民の関心と理解の醸成            国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものにします。</p>
---

## ■令和7年度の取組内容と評価

取組内容	評価	取組内容の詳細
就労の確保支援	C	●川口市生活自立サポートセンターにて、ハローワークと連携しながら、就労相談を継続して実施した。
住居の確保支援	C	●継続的に市営住宅の情報提供を実施した。 ●居住支援法人に関わる研修への保護司の参加を通じて、連携支援の必要性を認識する取組を実施した。
学校と連携した学び、就学支援の充実	B	●保護司会が主催する青少年保護育成公開ケース研究会の開催支援を継続的に実施した。 ●市内小中学校の生徒を対象に「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施した。
保健医療・福祉サービスの利用の促進	A	重層的支援体制整備事業が本格実施となり、包括的な相談支援体制が構築され、各相談支援機関と連携を図り、対象者の状況に応じた適切な支援を行った。
民間協力者の活動の促進	B	●地区保護司の充足率は89.8%だが県平均を6.6ポイント上回った。 ●川口地区保護司会が主催する諸活動が円滑に進むように支援を行った。 ●退職予定の市職員に対し、保護司制度の周知、働きかけを行った。 ●一定の基準を満たした協力雇用主を、新たに社会福祉功労者等表彰の審査基準に加え、社会福祉大会にて表彰を行った。
広報・啓発活動の推進	B	●「社会を明るくする運動」について、市内掲示板、キャストビジョン、きりり川口情報メール、市ホームページ等、周知の機会を拡充し広報活動を積極的に行った。 ●広報かわぐちの裏表紙にて、3か月に一度の割合で保護司のPRを行った。

■今後の取組と課題

○今後の取組

- 保護司と居住支援法人等との連携をより促進するために、保護司に対し説明の場を設ける。
- 「社会を明るくする運動」中央大会の来場者数を50名増加させるために、更生保護に関する講演を行う。
- 市福祉部の事業のプロポーザルにおいて、協力雇用主への加点措置の導入について研究する。
- 保護司の退任者が増えることが予想されるため、引き続き退職予定の市職員に対し、保護司制度の周知、働きかけを行う。
- 広報かわぐちで保護司の活動のPRを行う。

○課題

- 「社会を明るくする運動」及び再犯防止における民間協力者の認知度の向上。
- 保護司のなり手を増やすための効率的な取組。